2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市小坂字胡摩野二一〇四、二一〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字胡摩野二一〇四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿央町合里字猪ノ鼻三七六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ鼻三七六九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡御代田町大字豊昇字宮平一七七三の一、字後川原一八七四、一八七五、一八七七の一、字お種窪一八二四の五、一八二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町三水字氷山一二八四の一、一二八四の三、一二八六から一二八八まで、字矢地倉一二八九、一二九〇、一二九一の一、一二九六の一、字峰二八四八の一、二八四八の二、二八四八のイ、二八四八のロ、二八四八のハ、二八八六から二八八九まで、二八九一、二八九二の一、二八九三の五、二八九四から二九〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字氷山一二八四の一、一二八四の三、一二八六から一二八八まで、字矢地倉一二八九、一二九〇、一二九一の一、一二九六の一、字峰二八四八の一、二八四八の二、二八四八のイ、二八四八のロ、二八四八のハ、二八八六から二八八九まで、二八九一、二八九二の一、二八九三の五、二八九四、二九〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
301731	杉乃　敏也
410204	村元　俊亮
410205	山内　順一
410206	伊田　豊
410207	飛田　幸作
410208	野口　淳也
410209	福岡　晋
410210	土屋　祐介
410211	赤松　健臣
410212	平野　泰之
410213	服部　崇史
410214	有馬　正博
410215	門脇　隆
410216	竹田　有司
410217	大深健一郎
410218	鈴木　朋子
410219	倉橋　建
410220	川上　周二
410221	青木　哲人
410222	吉川　修
410223	村木　寿守
410224	南里光一郎
410225	大堀　勝司
410226	堀江　賢一
410227	小林　正人
410228	幸田　拓也
410229	丸山　祐哉
410230	安田　裕樹
410231	加藤　ゆり
410232	北野　孝志
410233	杉田　一真
410234	古川　博章
410235	金田孝三郎
410236	姫野　智子

○経済産業省告示第百二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

（変更前）

登録番号	氏名
401844	原田　久美
401920	北川　香

（変更後）

登録番号	氏名
401844	齊藤　久美
401920	藤野　香

○経済産業省告示第百二十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年五月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
104158	福田　欽司
210105	本領　大造
404325	森松　正明